

512引火性の物を起因物とする死傷災害100事例まで（2019年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2019	1	8 ～ 9	事業所で昼食を準備していたとき、他の社員が卵焼き器に油を入れて火に掛けたまま休憩に入った。その後、被災者が発火した卵焼き器を発見してシンクに置いたところ、水と油が混ざって火柱が立ち、左手に火傷を負った。	23	11	80209	10 ～ 29
2	2019	3	18 ～ 19	調理場でフライパンを使って餃子を焼いていたとき、焼き具合を確認しようとフライパンを傾けたところ、角度を誤ってフライパンから油がこぼれ、右手に火傷を負った。	17	11	140201	1～ 9
3	2019	4	22 ～ 23	厨房内でフライヤーの揚げカスを専用の網ですくい取っていたとき、油の上面を見誤り、網の持ち手と一緒に右手中指・薬指・小指が油に浸かり、熱傷を負った。	2	11	140201	10 ～ 29
4	2019	4	13 ～ 14	オートバイの整備中、後シリンダーがガスロックで動かなくなり、点火プラグを外しクランキングした際、突然着火し、顔・左手・左太腿を火傷した。	34	11	80209	1～ 9
5	2019	4	17 ～ 18	10t車の部材加工作業後確認をしていたところ、少しだけ切断箇所が残っていた。普段する鹿皮の手袋ではなく、塗装用スプレーガンをシンナーで洗うためのケイロン手袋を着用していた。その手袋のまま、左手にトーチを持ち、右手でライターで点火したところ、右手に火が燃え移った。さらに左手にも燃え移り、左手指5本と右手薬指を火傷した。	59	11	11701	30 ～ 49
			14	鋳型表面に塗る塗型剤に使用するアルコールの容器の上に転倒し				10

6	2019	5	～ 15	て、作業服にアルコールが付着したが着替えずに作業を行った。塗 型乾燥作業のとき、使用したライターの花が誤って作業服に引火 し、胸と手に火傷を負った。	69	11	11002	～ 29
7	2019	5	～ 12	塗料製造所内でプライマーを生産するため、前日に溶剤5種類を温 和タンク内に投入した。当日、温和タンク内で攪拌を行いながら固 形エポキシ樹脂を投入し始めたところ、排気が不十分であったた め、何らかの静電気が着火元となり、11袋目を投入中に発火し、顔 と両腕に火傷を負った。	30	16	10899	～ 49
8	2019	6	～ 12 13	現場駐車場にて工具（鉄ネジローラー）をトーチバーナーで清掃 中、工具から溶け出た、火の付いた溶剤が垂れ落ちて、近くにあっ た手洗い用の有機溶剤に引火し、足で踏み消そうとした際に右足に 火傷を負った。	26	11	30309	1～ 9
9	2019	6	～ 10 11	ホッパーを使用して理戻し作業中、ホッパー可動部分の動きが悪 かったため潤滑スプレーを長時間噴射した際、手袋に潤滑剤が付着 した。そのため、休憩時にタバコを吸おうとライターに火をつけた ところ、引火して両手に火傷を負った。	46	11	40301	～ 299
10	2019	6	～ 9 10	勤務中、麺を茹でるために大釜に火を点ける際、ガスのつまみを回 してから着火するまでに時間が掛かり、ガスが充満したところに火 を点けて爆発し、右手に火傷を負った。	46	11	140201	～ 49
11	2019	6	～ 15 16	燃料タンク取り付け後、作業前に移し替えていた軽油を元に戻すた め、ポリ容器を持ち上げて運んだ際、容器内部の軽油がこぼれて右 足脛から甲にかけて掛かり、炎症を起こした。	40	12	11701	～ 29
12	2019	7	～ 16 17	工場内を掃除中、段ボールを薪ストーブに入れ、塗料用シンナーを かけてライターで点火した際、揮発したシンナーに引火し、顔に火 傷を負った。	47	11	11209	1～ 9
13	2019	7	～ 13	カラオケ店キッチンで調理中、お客様に呼ばれ、火を消さずに対応 を行ったため、油に引火した可能性があり、慌てて鍋を素手で外へ 持ち出そうとしたとき、移動途中で油が掛かり手足に火傷を負っ	25	11	140309	～ 10

			14	た。					29
14	2019	7	8 ~ 9	整備工場内で、作業着に付着した汚れを取るためにブレーキクリーナーをスプレーした際、作業着に引火し、左肘から手首、手の平まで火傷を負った。	46	11	11701		1~ 9
15	2019	7	13 ~ 14	製品機械の整備作業の際、ラッカーシンナーで製品を掃除後その製品をサンダーで整えていたが、火の粉が作業服（熱中症対策のエアチューブを使用する作業服）に当たり引火し、背中、腹部、肩、腕に火傷を負った。	79	11	30302		1~ 9
16	2019	7	7 ~ 8	自社資材置き場で、チェーンソーに使用する混合燃料を配合していたとき、ガソリンがこぼれ、蚊取り線香の火に引火した。火が上がったため驚き、ガソリンを放り出したため、体にこぼれたガソリンを被り、右頬、右耳、首、右腕、右手、左手に引火し火傷を負った。	36	16	60101		30 ~ 49
17	2019	7	10 ~ 11	業務用フライヤーの4本脚の内1本が、部品パーツ欠損でやや斜めになっていた。それを修復しようとしやがみ、欠損している箇所を持ち上げようとしたところ、振動でフライヤーの油が跳ね上がりかかり、顔・首・肩・腕・足を火傷した。	34	11	140201		1~ 9
18	2019	8	14 ~ 15	工場1階にあるタンクで、家庭用洗剤の原材料を攪拌し加熱していたとき、1階と2階で爆発が起こり、手などに火傷を負った。	31	14	10801		10 ~ 29
19	2019	8	14 ~ 15	工場1階にあるタンクで、家庭用洗剤の原材料を攪拌し加熱していたとき、1階と2階で爆発が起こり、手などに火傷を負った。	54	14	10801		10 ~ 29
20	2019	8	14 ~ 15	工場1階にあるタンクで、家庭用洗剤の原材料を攪拌し加熱していたとき、1階と2階で爆発が起こり、右肘と右手に熱傷を負った。	22	14	10801		10 ~ 29
			14						10

21	2019	8	～ 15	工場1階にあるタンクで、家庭用洗剤の原材料を攪拌し加熱していたとき、1階と2階で爆発が起こり、右足と右耳に火傷を負った。	55	14	10801	～ 29
22	2019	8	～ 15	工場1階にあるタンクで、家庭用洗剤の原材料を攪拌し加熱していたとき、1階と2階で爆発が起こり、手足等に火傷を負った。	20	14	10801	10 ～ 29
23	2019	8	～ 15	工場1階にあるタンクで、家庭用洗剤の原材料を攪拌し加熱していたとき、1階と2階で爆発が起こり、顔と手足に火傷を負った。	20	11	170101	10 ～ 29
24	2019	8	～ 14	会社倉庫で、別の作業員が、締め固め機械にガソリンを補給していた。その際にガソリンがこぼれ、被災者が消したはずのタバコの火に引火し、服が燃えて左足と左手に火傷を負った。	45	11	30199	10 ～ 29
25	2019	9	～ 11	足場クランプに付いた油を落とすため、パーツクリーナーを噴霧して拭き取っていた。そのとき、風が強かったのでバケツの中で作業していたところ、気化したパーツクリーナーが充満した。その際、ポケットからライターが落ちて引火し、顔面・頸部・両手足に火傷を負った。	39	14	30309	1～ 9
26	2019	9	～ 10	ウレタン原料配合で一斗缶に入っている添加剤の触媒を小分け容器に移す作業中、一斗缶を傾けたところ空気抜き用の穴から触媒が流出し右足に掛かり熱傷を負った。	29	11	10805	300 ～ 499
27	2019	9	～ 10	チェーンソーを使用するとき、燃料がガソリンか灯油が分からなくなり、チェーンソーからオイルを抜き、少量を地面に垂らし火をつけた。その際、チェーンソーの燃料キャップを閉め忘れ、そのキャップを手に持っていたため、引火してしまった。その火が作業着に引火し、左ふくらはぎの外側部分を火傷した。	30	11	30209	10 ～ 29
28	2019	10	～	店舗内パン製造場でフライヤーの掃除をする際に、フライヤーの油を抜くとき、栓が詰まって油が流れなかった。そのため、菜箸で詰まりを取ろうと油をかき混ぜながら、フライヤー下の油が流れ出る	38	11	10109	10 ～

			14	場所を、屈んで覗き込んだ。そのときに右手がフライヤーの油の中に入り、人差し指・中指・薬指に火傷を負った。					29
29	2019	11	9 ～ 10	駅構内でカンテラを設置する際、列車見張り員から退避合図があったので退避しようとしたところ、電気ポイントの転てつ棒に右足を挟んで負傷した。	64	7	40101		50 ～ 99
30	2019	11	15 ～ 16	工場の攪拌する場所で、プラスチック材料用の攪拌機の羽根部分に付着した材料を洗浄しており、洗浄液として、火気厳禁扱いのアセトンを使用している。事故当日は、寒いのでファンヒーターで暖房を行っていた、羽根部分の洗浄を始めたところ、ファンヒーターの熱で気化したアセトンに攪拌機のモーター部分の火花が引火し、作業者が顔と首の一部に火傷を負った。	48	11	10805		1～ 9
31	2019	12	9 ～ 10	床の塗装作業の準備中、塗料を作るためにシンナーの空き缶（18L）の上蓋を切り取る際、火花が引火して頭部と頸部に熱傷を負った。シンナー（液体）は入っていなかったが、缶内の洗浄を怠り、また通常はマイナスドライバーを使用するところサンダーを使用したために起こった。	38	11	80209		10 ～ 29
32	2019	12	8 ～ 9	デリカ厨房内のフライヤーにて、廃油缶に廃油を流し入れる際に、急いでいたため、焦ってバランスを崩し、廃油を自分の両足甲にかけてしまい熱傷を負った。	64	11	80201		100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例まで（2019年）](#)に戻る。